

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政課	<p>(37) 農業改良資金貸付金</p> <p>[法的措置の検討について] (意見18)</p> <p>本債権の多くは実質的に回収が困難な状況にあり、本来であれば、連帯保証人への催告を行わざるを得ないが、全ての債権において連帯保証人が死亡しており、回収が難しいと想定される状況にある。このため、県はマニュアルの定めに従い、法的措置の対象者とすべきか判定するとともに、該当する場合、法的措置を前提とした交渉を行い、その実施の検討を行う必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、継続して主債務者との交渉を行い、生活状況報告書、資産申告書等を徴取し、催告により回収を行った。また、連帯保証人の相続人も含めて資産状況の調査等を進めた。</p> <p>主債務者および連帯保証人の相続人に対し、引き続き資産状況の調査を行うとともに、法的措置を前提とした催告・交渉を行う。</p> <p>その結果、誠意が見られず、かつ、資力がある者については、法的措置を行う。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
水産課	<p>(38) 沿岸漁業改善資金貸付金債権</p> <p>[連帯保証人への催告について] (意見19)</p> <p>償還金について滞納が生じている場合において、連帯保証人への履行請求(催告)を行っていない事例があった。このため、債権を確実に回収できるよう、滞納が生じた場合は可能な限り速やかに、事務委託先の農林中央金庫を通じて、または、県自ら、連帯保証人に催告を行う必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、滞納している全ての主債務者に財産調査を行い、分割納付が可能であった場合には、納付誓約書を徴取し債権の回収を図った。</p> <p>また、財産調査の過程で、「債権回収対応マニュアル」に照らして「支払い能力がない場合」に該当する者については、連帯保証人に催告を行った。</p>
	<p>(39) 沿岸漁業改善資金貸付金債権</p> <p>[納付誓約書の徴収について] (結果5)</p> <p>当該債権の分割納付を認めた場合において、納付誓約書を徴収していなかった。消滅時効の更新を図るため、納付誓約書を適宜徴収すべき。</p>	<p>結果を踏まえ、分割納付を認めた者から納付誓約書を徴取し、消滅時効の更新を図った。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
水産課	<p>(40) 沿岸漁業改善資金貸付金債権</p> <p>〔財産調査の実施について〕（意見20）</p> <p>償還金について滞納が生じている場合において、債務者の預金等の財産調査を行っていない。このため、催告や分納交渉を優位に進めるためにも、滞納が生じ、かつ債務者の財産状況（収入および預金等の資産）を十分に把握していない場合は、財産調査の実施が望ましい。また、すでに分割納付を行っている場合においても、財産調査の結果を踏まえて分割計画を見直すことで、より確実に債権回収を行うことが可能となる場合も考えられる。</p>	<p>意見を踏まえ、滞納している全ての主債務者に財産調査を行い、生活状況報告書、資産申告書、収入申告書等を徴取した。一部の主債務者については現在調査中である。本調査により得られた情報をもとに今後も債権回収を進める。</p>